

令和3年度(2021年度)第2次豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援 及びデータ管理等業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務目的

本市では、平成30年(2018年)に第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(以下「地域計画」という。)を策定し、市域における温室効果ガス削減に向けて取組みを進めてきた。地域計画の中で「日常的な省エネルギー行動等の推進」を取組み項目として挙げており、COOL CHOICE 普及啓発事業の実施や省エネ相談やエネルギー見える化機器を活用するなどし、市民に環境負荷の少ない生活様式の浸透を図ってきたが、生活様式が多様化する中で、幅広い市民層に環境負荷の少ないライフスタイルを周知啓発できていない状況であり、新しい取組みの検討が必要とされている。

一方で、電力とガスの完全自由化により、従来の算定方法では市域のエネルギー使用量の正確な把握が困難になってきていることから、新たな算定方法を検討するとともに、市が重点を置くエネルギー分野の取組みを精査する必要がある。

また、本市は令和3年(2021年)2月には「豊中市・吹田市気候非常事態共同宣言」を行い、その中で2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて取り組むことを表明している。このため今後30年での目標達成に向けたロードマップを作成するとともに、市域の再生可能エネルギーの導入の増加に向けた取組みや、カーボンオフセットなど新しい取組みを早急に進めていくことが求められている。

令和3年度(2021年度)第2次豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援及びデータ管理等業務(以下「本業務」という。)では、こうした社会情勢等の変化を踏まえ、豊中市地球温暖化防止地域計画の中間見直しを行い、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定版)」の公表に向け、「同計画(改定版)」(案)に対する市民意見の募集を図る。また併せて、令和2年度(2020年度)に行った「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理の支援として、「とよなかの環境(年度評価版)」の公表を行い市民意見の募集を図り、環境報告書「とよなかの環境」の公表に伴う業務を行う。さらに、庁内外の会議運営支援を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名称

令和3年度(2021年度)第2次豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援及びデータ管理等業務

(2) 業務内容

〈1〉第2次豊中市地球温暖化防止地域計画中間見直し支援

① 豊中市におけるこれまでの取組み成果及び課題、社会動向整理

平成30年(2018年)3月の第2次豊中市地球温暖化防止地域計画策定以後の進捗状況を整理し、これまでの成果および課題整理を行う。整理にあたっては、海外や国のエネルギー政策の動向を注視し、創エネ・省エネ技術動向を勘案し整理を行う。

② 市域における温室効果ガス算出方法の検討

データ収集方法を再検討し、市域における温室効果ガス算定方法の見直しを行う。また、

排出量発生抑制見込の積み上げ式については、国のマニュアルやこの間の進捗管理の課題などを考慮し、必要に応じて算定方法の見直しを行う。

③ 2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けたロードマップの作成

2050年までに実施する取組みの方向性と考え方の整理をするとともに、生活様式の変化を促す取組みや再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組み、カーボンオフセットの取組みの検討。

④ 「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」（案）の作成

①～③を踏まえ、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」（案）を作成する。

⑤ 「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定版）」（案）に対する市民意見整理

市が実施するパブリックコメントに対する市民意見の整理と回答案の作成を行う。

〈2〉「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理支援

① 令和2年度（2020年度）活動実績及び代表指標に関するデータの整理、分析、考察

市が収集したデータの整理及び図表の作成、及び上記データの要因分析とその考察による文書作成。

② 環境報告書「とよなかの環境」の作成

令和2年度（2020年度）活動実績、代表指標及び審議会評価などをまとめた環境報告書「とよなかの環境（速報版）」、「とよなかの環境（本編）」及び「とよなかの環境（資料編）」の作成に関する公表用データ及び文書等原稿の作成、ホームページ公表用データの作成。

〈3〉会議等の運営支援

① 環境審議会（委員15人）の運営支援

審議会議や学識経験者などとの事前打合わせへの参加、資料・会議録の作成、審議会運営の補助（年3回程度）

② 環境審議会温暖化対策部会（委員8人）の運営支援

環境審議会温暖化対策部会推進部会や学識経験者などとの事前打合わせへの参加、資料・会議録の作成、推進部会運営の補助（年2回程度）

※開催回数に変更になる可能性があります。会議資料等作成に係わり、編集中のデータ及び確定後のデータは、市の担当者が容易に編集できる形式で提出すること

（3）履行期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）

（4）予算額

委託料の上限は、10,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）公募日において、豊中市入札参加資格を有し、かつ「令和3年度・令和4年度の豊中市入札参加資格」の認定を受けていること。

（3）市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 温暖化防止実行計画又は環境基本計画の策定又は進行管理業務を完了した実績があること。
- (10) 本業務委託において、総括責任者及び複数名の担当者をそれぞれ配置し得ること。ただし、総括責任者は本業務の応募書類の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (11) 受託者は、総括責任者をもって業務全般にわたる管理を行わせるものとする。総括責任者は、温暖化防止実行計画又は環境基本計画の策定又は進行管理業務に従事した経験が複数回ある者。
- (12) 担当者のうち一人は、温暖化防止実行計画又は環境基本計画の策定又は進行管理業務に従事した経験が複数回ある者。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が5者以上の場 合)	第一次審査がない場合 (応募者が5者未満の場合)
実施要領の公表	4月9日(金)	
質問事項の締切	4月16日(金)午後5時まで(必着)	
質問事項への回答	4月21日(水)	
企画提案書の提出期限	4月30日(金)午後5時まで(必着)	
第一次審査結果の通知予定日	5月10日(月)	5月6日(木)
提案への質問事項送付	5月13日(木)	
質問事項への回答期限	5月19日(水)	
第二次審査結果の通知予定日	5月26日(水)	
委託契約の締結予定日	5月下旬	

※いずれも、令和3年(2021年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

5. 応募書類

(1) 参加表明書(様式1)

(2) 企画提案書

- ・企画提案書の用紙サイズはA4判の縦とし、以下の〈1〉①、②、③の内容を記載すること。
- ・企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。

〈1〉企画提案事項(様式自由、サイズはA4判、両面10枚以内に収まるよう作成する。)

企画提案を求める項目は以下の3項目とする。なお、第3次豊中市環境基本計画の進行管理については、仕様書のとおりとする。

① 市域のエネルギー消費量の現状の分析

豊中市域におけるエネルギー消費傾向の分析と基礎自治体における温暖化防止施策に関する考察気候、住宅事情、産業構造などを踏まえた豊中市のエネルギー消費傾向を分析すること。また、基礎自治体として実施すべき温暖化防止施策の方向性を示すこと。

② 市域における温室効果ガスの算出方法

環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠するとともに、豊中市で取得可能なデータにより、民生家庭部門、民生業務部門、産業部門の電気とガス使用に起因する温室効果ガスの算出方法について提案すること。また、その算出方法が有効か明らかにすること。

③ 2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた施策の方向性

社会情勢や豊中市の気候、住宅事情、産業構造などを踏まえ、2050年までに市で実施すべき施策の大まかな方向性を提案すること。また、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向け、本計画の目標年度の2027年までに新たに実施する民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における取組について各部門1つ以上、合計3つ以上を提案すること。

〈2〉業務実績・業務執行体制調書（様式2～5）

① 提案者の概要（様式2）

- ・「従業員（人）」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること（別紙での提出も可能とする）。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

② 提案者の業務実績（様式3）

- ・平成24年度（2012年度）以降に受注した環境基本計画進行管理業務等の実績を記入すること。

③ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式4）

- ・「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記入すること。
- ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成24年度（2012年度）以降に担当した環境基本計画進行管理業務等のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、技術など）を記入すること（複数記入可）。

④ 業務執行体制調書（様式5）

- ・本業務の実施にあたってチームで取組む体制及び特徴を記入すること。
- ・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・現在担当している業務数の欄には、契約金額で税込み200万円以上の業務数を記入すること。

と。

- ・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。
- ・様式5のレイアウトは適宜に変更することを可能とする。

⑤ 業務計画予定書（様式自由）

- ・作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。
- ・用紙1枚に収まるように記載すること。

（3）見積書（様式自由、サイズはA4判で作成する。）

令和2年度（2020年度）第3次豊中市環境基本計画進行管理業務見積書

- ・見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。

- ・内訳書を添付すること。
- (4) 公募日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式6）
 - ・公募日：令和3年（2021年）4月9日（金）
 - ・該当の有無を記入すること。
 - ・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付すること。
- (5) 提出形式
 - ・提出部数：(1)・(2) 各9部、(3) 2部、(4) 1部
 - ・形 式：A4判縦型・左端綴
 - (注) (1)・(2) の9部のうち、1部(正本)については、押印のある参加表明書を添付のうえ、閉じずにクリップ等で止めて提出すること。残りの8部については、提出書類の提案者名（社印・個人名含む）が見えないようにして提出すること。なお、正本以外の8部については、コピーしたもので可とする。

6. 応募書類作成の際の参考資料

（豊中市ホームページ令和3年（2021年）3月31日（水）現在の掲載場所）

- ・第3次豊中市環境基本計画
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hakkoubutu/kihonkeikaku/kankyo_kihonkeikaku.htm
- ・第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ・マイナス70プラン）
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hakkoubutu/ondankataisaku/ondankachiiki.html>
- ・豊中市環境報告書 とよなかの環境
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hakkoubutu/kihonkeikaku/kankyohoukoku/index.htm>
- ・第3次豊中アジェンダ21
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/shiminkankyokatsudo/agenda21/index.htm>
- ・第4次豊中市総合計画
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/soukei4/index.html>

7. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所
環境部環境政策課（第一庁舎5階）
（電話番号 06-6858-2108）

(2) 提出方法：持参又は郵送

（持参の場合：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時）

(3) 提出期日：令和3年（2021年）4月30日（金）午後5時（必着）

8. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者

の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

9. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」(様式7)をメールで事務局あてに提出すること。

- ・提出先アドレス：kankyokeikaku@city.toyonaka.osaka.jp
- ・提出期限：令和3年(2021年)4月16日(金)午後5時(必着)

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和3年(2021年)4月21日(水)に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受け付けない。

10. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

- ① 応募事業者が5者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位4者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和3年(2021年)5月6日(木)に各審査委員及び全応募者あてに通知する。
- ② 第一次審査通過者には、その旨と第二次審査の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和3年(2021年)5月10日(月)に通知する。

〈2〉第二次審査

- ① 第二次審査は、提案書及び提出書類の内容について書類審査を行う。提案内容について質問事項等がある場合はメールでその内容を通知し、応募者からの回答も踏まえ、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。ただし、合計得点の最も多い提案者が複数であった場合は、審査委員の多数決によって第一優先交渉権者を決定する。

(2) 審査項目

審査項目	配分点数	評価ポイント
業務実績・体制	20点	・提案者の業務実績 ・業務の体制 ・予定責任者・担当者の保有資格及び業務実績並びに専任性
企画力	45点	・提案内容の具体性について
技術・分析力	15点	・市域のエネルギー消費量の現状の分析 ・市域における温室効果ガスの算出方法

		・2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた施策の方向性
構成力	10点	・企画提案書レイアウト等の作成能力について
業務見積	10点	・経済性
処分歴等	マイナス評点	・公募日から過去3年以内の処分歴等

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年（2021年）5月26日（水）にメールと郵便にて通知する。

なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

1.1. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1.2. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和3年（2021年）5月下旬の契約締結を目途に、市と契約手続を行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内

容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)。

1.3. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項(個人情報含む。)を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書(様式は任意)で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

1.4. 応募・質問等の問合せ先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 環境部環境政策課 環境企画係

T E L 06-6858-2108

F A X 06-6842-2802

E-mail kankyoukeikaku@city.toyonaka.osaka.jp